

記者発表（資料配付）				
月/日（曜）	担当課（室）名 班 名	TEL （内線）	発表者名 （担当班長名）	その他の 配布先
4月17日（金） 10：00	新産業課 スタートアップ推進班	078-362-4156 （79354）	新産業課長 福田 靖久 （スタートアップ推進班 班長 高田 雄三）	兵庫県政 記者クラブ
	（公財）ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課	078-977-9104	創業推進部長 川西 正孝 （次長兼新事業課長 武内 靖貴）	

## 令和8年度 起業家支援事業「一般事業枠」、「ふるさと・事業承継枠」、 「若者枠」、「社会的事業枠」（起業家向け助成金）の募集について

県内での起業を促進するため、（公財）ひょうご産業活性化センターでは、兵庫県内で新たに起業する方や第二創業を目指す方のビジネスプランを募集します。

- 県内で新たに起業する方を対象とした「一般事業枠」に加え、昨年度も募集していたUJI ターン者を対象とした「ふるさと枠」を、今年度は「ふるさと・事業承継枠」として拡充して募集し、県外から県内へ移住して事業承継する意欲ある方々を新たに対象とします。さらに、30歳以下で起業にチャレンジする方を応援する「若者枠」、地域社会の課題解決に取り組む事業を応援する「社会的事業枠」も募集します。
- 応募受付期間は令和8年4月17日から令和8年6月22日までです。

### 1 事業の概要 ※本助成制度の内容は、年度ごとに見直しがあるため、申請に際しては最新の募集要項等をご確認ください。

募集枠		① 一般事業枠	②ふるさと ・事業承継枠	③若者枠	④社会的事業枠
対 象 者	居住地等	県内に居住または令和9年1月末日までに居住を予定している方	【ふるさと】 令和7年4月1日から令和9年1月末日までに兵庫県内へ住民登録を移す予定の方 【事業承継】 次のいずれかに該当する場合 ア 上記【ふるさと】と同じ イ 兵庫県内での地域おこし協力隊の活動歴のある方	県内に居住または令和9年1月末日までに居住を予定している方	
	応募資格 （起業時期等）	令和7年4月1日から令和9年1月末日まで※に、県内で新たに起業・第二創業をした方、または予定している方  ※令和9年度募集は、令和9年4月1日から令和10年1月末日までに変更予定	【ふるさと】 次のいずれかに該当する場合 ア 左記と同じ イ 令和8年4月1日から令和9年1月末日までに県外の事業所（本店）を県内に移転する方 【事業承継】 次のいずれかに該当する場合 ア 令和7年4月1日から令和9年1月末日までに、県内で事業承継した方、または予定している方 イ 令和8年4月1日から令和9年1月末日までに県外の事務所（本店）を県内に移転して事業承継した方、または予定している方	令和8年4月1日時点で30歳以下で、令和7年4月1日から令和9年1月末日までに、県内で新たに起業・第二創業をした方、または予定している方	令和8年4月1日から令和9年1月末日までに県内で社会的事業の起業をした方、または予定している方 （※第二創業不可）

応募対象事業	<p>【①～④共通】</p> <p>(1) 採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること</p> <p>(2) 地域経済の活性化に資する事業であること</p> <p>【③のみ】</p> <p>(3) キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイトによる販売等、デジタル技術を活用する事業であること</p> <p>【④のみ】</p> <p>(4) 下記の基準を満たす社会的事業であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会性及び必要性：サービス供給の不足等に起因する地域社会が抱える課題（まちづくり・地域活性化、子育てや介護・福祉、環境保護等）の解決に資すること</li> <li>・事業性：提供サービスの対価として得られる収益で自律的な事業の継続が可能</li> <li>・デジタル技術の活用：起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること</li> </ul>
対象経費	<p>ア 起業に要する経費(対象期間：令和8年4月1日～令和9年1月末日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所開設費、備品購入費、専門家経費、広告宣伝費 等</li> </ul> <p>イ 移住に要する経費(②のみ)(対象期間：令和8年4月1日～令和9年1月末日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引越代、移住後の住居家賃 等</li> </ul>
助成金額 (助成率：1/2)	<p>①、③、④上限：100万円</p> <p>② 上限：200万円（上記対象経費ア、イの区分毎に上限100万円）</p> <p>※ 空き家を活用する場合は、改修費に対して別途100万円を上限に加算あり</p>
受付期間	令和8年4月17日(金)～令和8年6月22日(月)
採択件数	①50件程度 ②25件程度 ③30件程度 ④25件程度

## 2 応募方法

(1) 令和8年4月17日以降に、申請者の主たる事務所の所在地（予定地）を所管する商工会・商工会議所または公益財団法人ひょうご産業活性化センター内のよろず支援拠点で事前相談をし、申請書の確認を受けたうえで、下記へ提出してください。

(2) 提出先

申請に必要な書類を事前相談を受けた支援機関（県内の商工会・商工会議所又は、よろず支援拠点）に持参又は郵送により提出してください。

## 3 助成事業者の決定

応募書類審査及びヒアリング審査により選考します。（必要に応じて現地調査を実施）

## 4 問い合わせ先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階

TEL：078-977-9072 FAX：078-977-9112

E-Mail：shinjigy@staff.hyogo-iic.ne.jp

<https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin>

(募集要項、申請書様式等は、上記ホームページからダウンロードできます。)